

# 第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

## 1. 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

### (1) 区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、前回計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）としており、本計画においても、引き続き1圏域での教育・保育の提供を行います。

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、ニーズ調査の実施結果と町の状況を踏まえて「量の見込み」を決定し、それに対応するための「確保方策」を以下のように設定します。

### ■ 認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3～5歳、保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

### (1) 1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	563	554	521	480	469
1号認定	人	412	405	381	351	343
2号認定 （教育希望）	人	151	149	140	129	126
②確保方策	人	710	650	650	650	650
幼稚園	人	0	0	0	0	0
施設型給付を 受けない幼稚園	人	710	650	650	650	650
②-①	人	147	96	129	170	181
【算出方法】	<p>令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。</p> <p>【1号認定】 家庭で保育が可能な3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人</p> <p>【2号認定（幼稚園を利用希望）】 ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で現在「幼稚園」を利用している人</p>					

#### ■提供体制、確保策の考え方

○施設型給付を受けない幼稚園で令和7年度は710人、令和8年度以降は650人の定員を確保でき、計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

## (2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	300	296	278	256	250
②確保方策	人	337	337	337	337	337
保育所	人	332	332	332	332	332
認可外保育施設	人	5	5	5	5	5
②-①	人	37	41	59	81	87
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。 <b>【2号認定（保育所・認定こども園）】</b> ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で現在幼稚園を利用していない人					

### ■提供体制、確保策の考え方

○計画期間の児童数の推移や幼稚園、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

### (3) 3号認定（0～2歳）

0～2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

#### ■量の見込みと確保方策（0歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	61	59	57	56	54
②確保方策	人	64	64	64	64	64
保育所	人	48	48	48	48	48
地域型保育事業	人	16	16	16	16	16
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	3	5	7	8	10
【算出方法】	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳児で認可保育所（園）等を利用したい人の令和2年度から令和5年度までの利用実績及び令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づき算出。					

#### ■量の見込みと確保方策（1歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	91	94	90	88	85
②確保方策	人	102	102	102	102	102
保育所	人	69	69	69	69	69
地域型保育事業	人	33	33	33	33	33
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	11	8	12	14	17
【算出方法】	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1歳児で認可保育所（園）等を利用したい人の令和2年度から令和5年度までの利用実績及び令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づき算出。					

■量の見込みと確保方策（2歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	110	103	107	103	100
②確保方策	人	127	127	127	127	127
保育所	人	92	92	92	92	92
地域型保育事業	人	35	35	35	35	35
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	17	24	20	24	27
【算出方法】	ひとり親家庭、共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の2歳児で認可保育所（園）等を利用したい人の令和2年度から令和5年度までの利用実績及び令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○計画期間の児童数の推移や地域型保育事業（小規模保育施設）、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

【保育利用率の目標値】

3号認定の量の見込み割合である保育利用率の目標値は、「量の見込み（0～2歳総数）÷各年度推計人数（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値としています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
保育利用率（％）	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0
推計児童数（人）	557	545	540	525	509
0歳児	181	174	170	166	160
1歳児	177	184	176	172	167
2歳児	199	187	194	187	182

#### (4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度については、令和8年度より新たに開始する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することが可能です。

##### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		24	24	24	24
1歳児	延人		60	60	60	60
2歳児	延人		60	60	60	60
②確保方策	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		24	24	24	24
1歳児	延人		60	60	60	60
2歳児	延人		60	60	60	60
②-①	延人		0	0	0	0
【算出方法】	令和6年度の教育・保育事業を利用していない児童の割合及び令和7年度から令和11年度までの推計人口を基に、国から示された「量の見込み」の算出等の考え方から算出。					

##### ■提供体制、確保策の考え方

○全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援するため、現行の幼児教育・保育の提供に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。子ども・子育て支援法に基づき令和8年度から実施できるよう、受け入れ体制等を検討し、確保していきます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業

家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 【基本型】

子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員(保育士等)を配置し、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。

##### 【地域子育て相談機関】

能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関であり、法律上子ども家庭センターと連携・調整を行います。

##### 【特定型】

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

##### 【こども家庭センター型】

令和7年度より母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、妊娠期から出産、子育て期までを包括的に支援するため「こども家庭センター」を設置し、体制の強化を図ります。

##### 【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①確保量	か所	3	3	3	3	3
基本型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
【算出方法】	子育て支援センターで「基本型」、子ども家庭課と健康推進課で「こども家庭センター型」を実施します。また、子ども家庭課を「地域子育て相談機関」と位置付けます。					

#### ■提供体制、確保策の考え方

○令和7年4月に設置するこども家庭センターでは、子ども家庭課と健康推進課が連携し、妊産婦及び子育て家庭の個別のニーズを把握して妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じてサポートプランの作成や地域の関係機関との連絡調整等を行い、子育てサービスを円滑に利用できるよう支援します。

■量の見込みと確保方策（妊婦等包括相談支援事業）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	543	522	510	498	480
妊娠届出数	件/年	181	174	170	166	160
1組当たり面談回数	回/年	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	回/年	543	522	510	498	480
②確保方策	延人/年	543	522	510	498	480
こども家庭センター型	回/年	543	522	510	498	480
上記以外	回/年	0	0	0	0	0
②-①	延人/年	0	0	0	0	0
【算出方法】	各年度の妊娠届出数に面談回数を乗じた量を見込みとします。確保方策は、量の見込みの100%で算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

（2）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
②確保方策	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
施設数	か所	2	2	2	2	2
年間受け入れ可能人数	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
②-①	延人/年	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。



### (3) 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状況の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた各種検査を実施します。

#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	181	174	170	166	160
②確保方策	人	181	174	170	166	160
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づく各年度の0歳児人口を見込みとします。確保方策は、量の見込みの100%で算出。					

#### ■提供体制、確保策の考え方

○母子健康手帳交付者に妊婦一般健康診査受診券14回分を交付し、妊娠中の健康を保持し安心して出産に臨み、こどもを産み育てるために妊娠週数に合わせて妊婦健康診査を実施します。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	181	174	170	166	160
②確保方策	人	181	174	170	166	160
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口に基づく各年度の0歳児人口を見込みとします。確保方策は、量の見込みの100%で算出。					

#### ■提供体制、確保策の考え方

○赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。出生児全員を対象に実施して、乳児の健康状態や養育環境等について把握し、子育てについての情報提供や相談・助言等を行うことにより、きめ細やかな相談体制を整備します。

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	18	17	17	16	16
②確保方策	人	18	17	17	16	16
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。予防的介入や対策の検討が今後の重点課題です。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	9	9	9	9	9
②確保方策	延人/年	15	15	15	15	15
②-①	延人/年	6	6	6	6	6
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び事業を開始した令和4年度と令和5年度の利用実績に基づき算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○みやぎ里親支援センターと連携し、里親家庭の確保に努めます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学後）

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について取り扱っています。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	68	64	62	60	57
低学年	延人/年	66	62	60	59	56
高学年	延人/年	2	2	2	1	1
②確保方策	延人/年	68	64	62	60	57
②-①	延人/年	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○学校訪問、広報等により引き続き事業の周知を図るとともに、協力会員の確保に努めます。

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策(幼稚園預かり保育、3～5歳)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	17,617	16,472	16,011	15,394	14,322
②確保方策	延人/年	22,320	19,680	19,680	19,680	19,680
施設数	か所	4	3	3	3	3
定員数	延人/年	22,320	19,680	19,680	19,680	19,680
②-①	延人/年	4,703	3,208	3,669	4,286	5,358
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。 【確保方策】 1日あたりの最大受け入れ可能人数をもとに算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○保護者の就労形態や家庭の一時的な事情により、預かり保育が必要な入園児童について、町内の私立幼稚園全てで実施しています。今後も同体制で実施します。

### ■量の見込みと確保方策(幼稚園預かり保育以外、0～5歳)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	1,771	1,737	1,674	1,579	1,540
②確保方策	延人/年	5,984	5,984	5,984	5,984	5,984
一時預かり事業	延人/年	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
子育て援助活動支援事業	延人/年	224	224	224	224	224
②-①	延人/年	4,213	4,247	4,310	4,405	4,444
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。 【確保方策】 一時預かり事業については、施設の最大利用定員を基に算出。子育て援助活動支援事業については、実績から算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○【一時預かり】

保護者の就労形態や、疾病、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、一時的に家庭での保育が困難になる場合や育児疲れのリフレッシュが必要な場合に、現在3か所の公立保育所で一時預かりを実施しています。今後も同体制で実施します。

○【子育て援助活動支援】

ファミリー・サポート・センター事業の定期的な利用者が多くなっています。利用者の援助要望に対応できる協力会員の人員確保が課題となっています。

(9) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以外に保育を希望する場合に提供する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	374	367	354	334	325
②確保方策	人	374	367	354	334	325
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	延長保育の利用実績が計画を上回っているため、令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

■提供体制、確保策の考え方

○入所児童保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定保育時間(8時間又は11時間)を超えて保育を行っています。現在は、町内全ての保育施設で月曜日から金曜日まで実施しており、今後も継続して実施します。

## (10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	243	234	224	214	209
②確保方策	延人/年	0	0	0	0	209
②-①	延人/年	△243	△234	△224	△214	0
【算出方法】	ニーズ調査において、こどもが病気やけがにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」と回答した人、及び「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の割合に、令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口を乗じて算出し、「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した人の割合に推計人口に乗じて算出した人数を除いて補正しています。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○本事業は、公立保育所での実施は難しいため、民間施設での設置等を含め、実施可能性について検討します。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	374	361	348	344	326
1年生	人	124	120	115	114	108
2年生	人	114	110	106	104	99
3年生	人	77	74	72	71	67
4年生	人	39	37	36	36	34
5年生	人	17	17	16	16	15
6年生	人	3	3	3	3	3
低学年	人	315	304	293	289	274
高学年	人	59	57	55	55	52
②確保方策	人	435	435	435	435	435
②-①	人	61	74	87	91	109
【算出方法】	令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○引き続き共働き家庭等の児童に対する放課後児童クラブの充実を図ります。また、福祉部局（子ども家庭課）と教育委員会が連携を深め、学校の空き教室や生涯学習施設などを活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験交流活動を行う放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的又は連携して実施することについて検討します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	84	84	84	84	84
②確保方策	人	84	84	84	84	84
②-①	人	0	0	0	0	0
【算出方法】	令和2年度から令和5年度までの実績に基づき算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○幼児教育・保育の無償化に伴う給付を実施します。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担軽減を図っていきます。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設等運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

### ■提供体制、確保策の考え方

○住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要です。一方、事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持できるよう、過剰供給を避けることも求められるため、本町における実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

## (14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

### ■提供体制、確保策の考え方

○要保護児童対策地域協議会での情報共有や、児童虐待や養育支援が必要な子どもや家庭に関する状況把握、対応の検討を通して、要保護児童対策地域協議会や関係機関員の専門性の向上を図るとともに、他の会議組織との連携や日頃の交流を通して子育て・子育てに関する関係機関・団体との連携強化を図ります。



## (15) 子育て世帯訪問支援事業

令和7年度より新たに開始する事業で、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対し不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人	30	30	30	30	30
②確保方策	延人	30	30	30	30	30
②-①	延人	0	0	0	0	0
【算出方法】	ひとり親家庭等日常生活支援事業及び育児ヘルプサービス支援事業の実績に基づき算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○令和7年4月に設置するこども家庭センターで利用者の支援内容等を検討し、サポートプランなどを作成しながら子育て世帯の支援を実施します。

## (16) 児童育成支援拠点事業

児童福祉法の改正により令和7年度より新設される事業で、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### ■提供体制、確保策の考え方

○本事業は現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。

## (17) 親子関係形成支援事業

児童福祉法の改正により令和7年度より新設される事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

### ■提供体制、確保策の考え方

○本事業は現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。

## (18) 産後ケア事業

令和3年度より開始されており、本計画より地域子ども・子育て支援事業の1つとなった事業で、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人	92	89	87	85	82
②確保方策	延人	92	89	87	85	82
②-①	延人	0	0	0	0	0
【算出方法】	宿泊型、通所型、訪問型があり、通所型の利用が多く、利用者も増加しています。 令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績に基づき算出。					

### ■提供体制、確保策の考え方

○切れ目のない子育て支援を行うため、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を継続的に提供していきます。

## 4. 教育・保育の一体的提供の推進

### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新制度で学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方(建学の精神など)や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮しつつ、今後も施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、認定こども園への移行や設置について、その可能性を引き続き検討していきます。

### (2) 質の高い事業の提供についての基本的考え方と推進方策

特定教育・保育施設(幼稚園、保育所)により、質の高い教育・保育サービスを提供される環境を整えていくため、必要な支援を行います。

また、特定地域型保育事業所(家庭的保育事業、小規模保育事業等)は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

### (3) 質の高い教育・保育の提供と支援

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もあるものの、教育・保育の質の向上に向けてより多くの研修機会が確保できるよう、町が主体となり連携の推進に努めます。

#### ① スキルアップ研修

保育士・幼稚園教諭等が専門的知識や技術を習得できるよう支援し、連携を図りながら、質の向上を目指します。

#### ② 放課後児童支援員研修

町放課後児童クラブ規則に掲げる支援員の資格取得研修に参加し、支援員の資質向上を図ります。

#### ③ 巡回療育コンサルテーション

障がい児や特に配慮を要することもについて適切な支援が提供できるよう、心理士等の指導を実施し、職員の資質の向上を図ります。

#### ④ 柴田町保幼小連絡会

保育所、幼稚園及び小学校が連携し相互理解を深めることで、幼児教育及び学校教育の充実と、小学校生活への円滑な接続を図ります。

#### ⑤ 柴田町保健師保育士等連絡会

保育士と保健師の連携を深め情報交換等を進めることで、妊産婦から保育現場までの切れ目のない支援の実現を目指します。

#### ⑥ 特定地域型保育事業者との連携

公立保育所、小規模保育事業所による連絡と管理運営に関する課題等の情報交換を行い、保育環境の向上に努めます。また、連携公立保育所から小規模保育事業所への支援担当を配置し、助言等を行うことで、職員の資質の向上と施設環境の改善を図ります。

## 5. 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、次の取り組みを通じて環境整備に努めます。

### (1) 情報提供・相談支援

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、全ての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

### (2) 事業利用希望の把握

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。

### (3) 計画的な受け入れ方策の検討

特定教育・保育施設との調整をはじめとする、計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

## 6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

### (1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払の防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

### (2) 宮城県との連携

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。